

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示書面)

2025 年 10 月 14 日

株式会社ヤマザワ

吸収分割に係る事前開示書面

2025 年 10 月 14 日

山形県山形市あこや町三丁目 8 番 9 号
株式会社ヤマザワ
代表取締役 古山 利昭

当社は、株式会社東北ナイス（以下、「承継会社」といいます。）との間で、2025 年 9 月 30 日付けで締結した吸収分割契約書（以下、「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 12 月 1 日（予定）を効力発生日として、当社が秋田県で 6 店舗のスーパーマーケットを展開するよねや事業、並びにその周辺事業であるフィットネス事業、宝くじ事業及び不動産事業（以下、「対象事業」といいます。）を、承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の定めにより開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別紙 1 「吸収分割契約書」に記載のとおりです。

2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

本吸収分割に際しては、本吸収分割契約に従い、承継会社は当社に対して、本吸収分割の対価として金 2,600 百万円を交付する予定です。

対価の金額につきましては、対象事業に係る資産及び負債の状況、今後の収益性等を総合的に勘案し、当社と承継会社の完全親会社である株式会社ナイスとの間で協議を重ねたうえで決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 当社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

（1） 承継会社の成立の日における貸借対照表

別紙 2 に記載のとおりです。

（2） 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

（1） 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 本吸収分割が効力を生じる日以後における当社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

本吸収分割後において、当社及び承継会社は、いずれも資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれており、また、本吸収分割の効力発生日以後において、当社及び承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みについては、特に問題ないものと判断しております。

以 上

吸収分割契約書

株式会社ヤマザワ（以下「**分割会社**」という。）及び株式会社東北ナイス（以下「**承継会社**」という。）は、分割会社が秋田県内で営む食品スーパー及びフィットネスクラブの運営事業（宝くじ事業を含む。）並びに収益用不動産事業（以下、総称して「**対象事業**」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

本契約に従い、分割会社は吸収分割の方法により、分割会社が対象事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第 2 条（商号及び住所）

分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 分割会社の商号及び住所

商号：株式会社ヤマザワ

住所：山形県山形市あこや町三丁目 8 番 9 号

(2) 承継会社の商号及び住所

商号：株式会社東北ナイス

住所：秋田市御所野湯本六丁目 2 番 40 号

第 3 条（承継する権利義務に関する事項）

1. 承継会社は、本吸収分割により、本効力発生日において、別添 1「**承継対象権利義務明細表**」記載の分割会社の資産、債務、契約その他の権利義務（以下「**本承継対象権利義務**」という。）を承継する。
2. 前項に基づき承継会社が分割会社から承継する債務に関しては、承継会社が免責的にこれを引き受ける。

第 4 条（本吸収分割の対価）

本吸収分割の対価は、金 2,600,000,000 円（以下「**本調整前対価**」という。）に、別添 2「**本調整額の算定**」に基づき算定及び確定された金額（以下「**本調整額**」という。）を加算（本調整額が正の場合）又は控除（本調整額が負の場合）した価額とする。

第 5 条（本効力発生日）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2025 年 12 月

1 日とする。

2. 分割会社及び承継会社は、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第 6 条（本吸収分割の条件の変更及び本吸収分割の中止）

分割会社及び承継会社は、本契約締結日後本吸収分割の効力発生までの間において、分割会社又は承継会社の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第 7 条（公租公課等）

本承継対象権利義務に関する公租公課及び保険料等は、日割計算により、本効力発生日の前日までは分割会社が、本効力発生日以降は承継会社が負担する。

第 8 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議の上、これを決定する。

（以下余白）

以上の合意を証するため、本契約の当事者は、本契約 2 通を作成の上、各 1 通を保管するものとする。

2025 年 9 月 30 日

分割会社： 山形県山形市あこや町三丁目 8 番 9 号
株式会社ヤマザワ
代表取締役 古山 利昭

承継会社： 秋田市御所野湯本六丁目 2 番 40 号
株式会社東北ナイス
代表取締役 齋藤 寛之

承継対象権利義務明細表

承継会社が本吸収分割により分割会社から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本吸収分割の効力発生日の前日の終了時（以下「**基準時**」という。但し、以下に別段の時点の限定がある場合には、当該時点とする。）において分割会社が有している、対象事業に属する以下の権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

対象事業のみに関連する現金（基準時において対象事業の店舗に存在する現金に限る。）、営業債権、棚卸資産、その他の流動資産。

(2) 有形固定資産

対象事業のみに関連する土地、建物、構築物、器具及び備品、リース資産、その他の有形固定資産。

(3) 無形固定資産

対象事業のみに関連する借地権、ソフトウェア、その他無形固定資産。

(4) 投資その他の資産

対象事業のみに関連する差入保証金、その他の投資等。

2. 債務

(1) 流動負債

対象事業のみに関連する営業債務、リース債務、その他の流動負債。

(2) 固定負債

対象事業のみに関連する預り保証金、資産除去債務、賞与引当金、退職給付引当金、その他の固定負債。

(3) 潜在負債及び債務

対象事業に関して、本効力発生日の前日までに発生した事象又は原因（本「承継対象権利義務明細表」第 1 項において承継対象とされている資産、同第 2 項(1)及び(2)において承継対象とされている負債、同第 3 項において承継対象とされている契約に関連する事象又は原因、並びに、対象事業に含まれる店舗において発生

した事象又は原因に限る。)に基づき分割会社が負担するその他のあらゆる債務、義務及び負債(不法行為債務、潜在債務、偶発債務又は簿外債務を含むが、租税債務その他の法令等に基づき承継されない債務、義務及び負債は含まれない。)の一切

3. 契約

(1) 分割会社と承継対象従業員との間の雇用契約

基準時において対象事業に主として従事する分割会社の従業員(正社員、契約社員、無期限定社員、嘱託社員、アルバイト、顧問、他社への出向者、採用内定者(対象事業に主として従事することが予定されている者)等を含む。以下本号において同じ。)との間の雇用契約に係る契約上の地位並びにこれに付随する権利義務(但し、本当事者の間で承継対象から除外する旨の合意をした従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。)

(2) 分割会社が基準時において主として対象事業に関して締結している契約(以下に掲げるものを含む。)の契約上の地位及び当該契約に基づく既発生 of 権利義務

- ① 賃貸借契約
- ② 仕入契約(対象事業の各店舗において、対象事業のみに関して締結している仕入契約に限る。)
- ③ リース契約
- ④ フィットネス事業に関するフランチャイズ契約
- ⑤ 宝くじ販売に関する事務受託契約

4. その他

対象事業のみに関する許可、認可、免許、登録、届出等のうち、法令等上承継可能なもの。

以 上

本調整額の算定

1. 「**本調整額**」は以下のとおり算出される。なお、本調整額の算出に用いる各基準額の具体的な計算方法は次項に定める。

① **純有利子負債調整額**＝基準純有利子負債額－クロージング純有利子負債額

② **運転資本調整額**＝クロージング運転資本額－基準運転資本額

③ **本調整額**＝純有利子負債調整額（①）＋運転資本調整額（②）

2. 本調整額の計算に用いる、基準純有利子負債額、基準運転資本額、クロージング純有利子負債額及びクロージング運転資本額の計算方法は以下のとおりである。

- (1) 「**基準純有利子負債額**」は、対象事業に係る 2025 年 2 月期末日時点の貸借対照表（以下「**基準 BS**」）における以下の各項目を加減算して計算される。

項目	計算
現金及び預金	－
流動リース債務	＋
退職給付引当金	＋
固定リース債務	＋
その他純有利子負債として調整が必要なものとして別途合意した項目	

- (2) 「**基準運転資本額**」は、基準 BS における以下の各項目を加減算して計算される。

項目	計算
売掛金	＋
商品	＋
貯蔵品	＋
商品券	＋
ギフトカード	＋
前払費用	＋
前払家賃	＋
未収入金	＋
未収割戻金	＋

未収受取家賃	＋
未収クレジット	＋
未収ギフト券	＋
未収コード決済	＋
未収楽天 Edy	＋
未収楽天ポイント利用	＋
立替金	＋
仮払金	＋
未収消費税	＋
買掛金	－
未払金	－
未払消費税	－
未払費用	－
預り金	－
商品券	－
電子マネー	－
賞与引当金	－
契約負債	－
その他運転資本として調整が必要なものとして別途合意した項目	

- (3) 「クローリング純有利子負債額」は、本項第(1)号に定める計算方法に基づき、本基準 BS における各項目を、本効力発生日（但し、本効力発生日が暦月末日ではない場合にはその前月末日）時点における対象事業に係る貸借対照表（以下「クローリング BS」という。）における各項目に読み替えることにより計算される。
- (4) 「クローリング運転資本額」は、本項第(2)号に定める計算方法に基づき、本基準 BS における各項目を、クローリング BS における各項目に読み替えることにより計算される。
3. 前二項に基づき算出された本調整額が零の場合又はその絶対値が 1000 万円未満の場合には、本調整額は零とする。

以上

貸 借 対 照 表 (開始貸借対照表)

2025年 9月 18日現在

会社名 株式会社 東北ナイス

単位:円

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金	10,000,000	資本金	10,000,000
合計	10,000,000	合計	10,000,000